

たかしん寄付型定期預金「てとて」

令和8年7月現在

商品名 (愛 称)	たかしん寄付型定期預金「てとて」
◇ 販 売 対 象	個人および法人の方。
◇ 取 扱 期 間	令和8年7月1日～令和9年3月31日
◇ 期 間	1年
◇ 預 入	※対象の定期預金は以下のとおりです。 ・スーパー定期預金 ※ATMやインターネットバンキングではお取り扱いしていません。 自動継続定期預金【証書式および通帳式(総合口座定期除く)】 でのお取り扱いとなります。
(1) 預入方法	
(2) 預入金額	10万円以上～1億円以内 (ただし、書替は不可)
(3) 預入単位	1万円単位
◇ 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
◇ 利 息	
(1) 適用金利	固定金利(下記金利を初回満期日まで適用します) ○預入金額10万円～499万円 店頭表示金利+年0.1%上乗せ ○預入金額500万円～1億円 店頭表示金利+年0.2%上乗せ 初回満期日以後は書替継続日におけるスーパー定期1年ものの 店頭表示金利を適用いたします。
(2) 利払方法	対象の定期預金に同じ
(3) 計算方法	対象の定期預金に同じ
◇ 中 途 解 約	対象の定期預金に同じ
◇ 税 金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息 には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国 税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
◇ 手 数 料	不要
◇ 付加できる 特約事項	マル優の取り扱いができます。
◇ 金利情報の 入手方法	金利は、インターネット上のホームページをご覧ください。 窓口、営業担当者へご照会ください。

◇ 苦情処理措置・紛争解決処理	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456（フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可））にお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
◇ その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）